

# 京都府森林水源地域の保全等に関する条例

## 条例の目的（第1条）

水が府民の生活のみならず、京都の伝統的な文化及び産業を支える府民共通の貴重な財産であることに鑑み、森林水源地域の保全に関し、必要な事項を定める。

森林水源地域の有する水源の涵養<sup>かん</sup>の機能の維持を図り、豊かな水資源を将来にわたって確保する。

## 府、府民、事業者、土地所有者等の責務（第4条～第7条）

【府】(第4条)  
・総合的な施策の策定及び実施

情報の提供  
(第8条)

【森林水源地域で取水する事業者】(第5条)  
・森林水源地域の水源涵養<sup>かん</sup>機能維持に配慮した取水・土地利用・保全、府施策への協力

【土地所有者等】(第6条)  
・その土地の水源涵養<sup>かん</sup>機能維持に留意し、森林水源地域保全の府施策への協力

【府民】(第7条)  
・森林水源地域の保全への理解増進  
・森林水源地域保全の府施策への協力

## 重点森林水源保全地区の指定（第9条）

森林の地域及び水源涵養<sup>かん</sup>の観点から密接に関連する地域のうち、水源涵養<sup>かん</sup>機能を考慮し土地の利用又は取水について特に適正な実施を図る必要がある区域について、その区域を所管する市町村長の提案を受け、もしくは同意を得て重点森林水源保全地区として指定。指定にあたっては、府森林水源地域保全審議会(第21条)の意見を聴く。

## 水資源の確保（取水の許可） (第10条～第16条)

### ○取水の許可（第10条）

重点森林水源保全地区において、取水設備で一定規模以上の取水をしようとする者は、知事の許可が必要。許可にあたっては、審議会の意見を聴く。

### ○取水に対する勧告（第14条）

知事は、重点森林水源保全地区における取水が、周辺地域の生活環境等に著しい影響を与えるおそれがある場合、審議会の意見を聴いて、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

### ○措置命令（第15条）

知事は、無許可での取水、偽りや不正な手段による許可を受けた場合、勧告に従わない場合は、取水の中止など必要な措置を命じることができる。

### ○許可の取消し（第16条）

知事は、偽りや不正な手段で許可を受けた場合、許可条件違反、措置命令に従わない場合は、許可の取消しを行うことができる。

## 権利移転等の契約の事前届出 (第17条～第20条)

### ○土地に関する権利の移転等の届出（第17条）

重点森林水源保全地区の土地の権利移転等の契約を行う場合は、契約の30日前までに知事に届出が必要

### ○市町村長への通知（第19条）

知事は、契約等の届出があった場合は、所管の市町村長にその内容を通知し、必要がある場合は土地の利用について関係市町村長の意見を聴く。

### ○助言等（第20条）

知事は、契約等の届出者に対し、水源涵養<sup>かん</sup>機能を維持するために必要な助言を行うことができる。

届出者は権利移転を受けようとする者にその内容を伝達する。

知事は必要がある場合は、直接権利移転を受けようとする者に助言を行うことができる。

### ○報告の徴収及び立入検査（第22条）

知事は、必要がある場合、重点森林水源保全地区において取水する者、土地の権利移転等の契約を締結する者等に対し報告を求め、職員に土地や事務所に立ち入らせ、検査や質問をさせることができる。

### ○罰則（第24条～第27条）

無許可取水、命令違反をした者は、6箇月以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金。

報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は立入検査を拒んだ者など、30万円以下の罰金。

権利移転などの無届出又は虚偽の届出をした者は、5万円以下の過料